

別表4 博多湾水域に係る上乘せ排水基準

1 那珂川、御笠川及び河口海域（福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る）並びにこれらに流入する公共用水域

業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S48. 4. 1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業	80(60)		100(80)	15			
砂糖製造業	80(60)	80(60)	100(80)				
パルプ製造業及び紙製造業	80(60)		100(70)				
写真現像業	80(60)	80(60)					
し尿処理施設	合併処理	45(30)	120(90)				
	単独処理	120(90)	150(120)				
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)				
合成樹脂製造業						1	
その他の施設	120(90)		150(120)				H2. 4. 1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S48. 4. 2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設	45(30)		120(90)				
追加指定施設	120(90)		150(120)				H2. 4. 1～
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	20		1	

2 1を除く博多湾水域

業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49. 8. 1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業	120(90)	120(90)	150(120)	20			
セメント製品製造業			70(50)				
と畜業	80(60)	80(60)	100(70)				
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)	100(70)			
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)	120(90)			
	その他のし尿処理施設	45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)				
その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)				H2. 4. 1～

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設	45(30)		100(70)				
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)				
追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)				H2.4.1~
その 他の 施設	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のも の	30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1
	通常の排水量が500m ³ /日以上2,000 m ³ /日未満のもの	50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1

備考

- 別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定(1の項に係る上乘せ排水基準については、同表の備考13の規定を除く)は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。
- 1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 2の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「合併処理」及び「単独処理」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。